

# 今ある **樹木** を大切に

長い年月をかけて成長する樹木は身近な生活の中で、酸素を作り出し、生き物を育て、空気をきれいにするなどたくさんの役割を果たしています。

区では今ある樹木を次世代へ残すための取り組みを進めています。

【問い合わせ・担当課】 環境課 ☎5654-8239

## 未来に残そう **保存樹木・樹林制度**

樹木や樹林が、地域の財産として良好な状態で保存されるよう、大きな樹木を保存樹木、まとまった面積をもつ樹林を保存樹林に指定し、維持費の一部を補助します。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

### 指定基準・補助金額

種別	指定基準	補助金額(年額)
樹木	地上1m50cmの地点で、幹の直径が35cm以上(幹回り1m10cm以上が目安)	▷1本目6,000円 ▷2本目以降1本ごとに4,000円
樹林	500m <sup>2</sup> 以上	▷500~1,000m <sup>2</sup> 未満 4万円 ▷1,000~2,000m <sup>2</sup> 未満 6万円 ▷2,000~3,000m <sup>2</sup> 未満 8万円 ▷3,000m <sup>2</sup> 以上 10万円

1所有者につき限度額は樹木・樹林合わせて10万円以内です。

## 樹木医に相談しよう!

病気の疑いがある区内の樹木を、樹木医が点検・診断し、報告書をお渡しします。今後の維持管理に役立てましょう。

### 【対象】

病気の疑いがある、地上1m50cmの地点で幹回り1m50cm以上の樹木を所有している方

### 【内容】

- ▷樹木点検…外観からの点検や指触など
- ▷樹木診断…樹木内部の精密診断など(樹木点検が必要であると認めるときに限る)

## 緑の橋渡し **グリーンバンク(緑の銀行)制度**

樹木の提供を希望する方と、引き取りを希望する方とのあっせんを行います。樹木の一覧は区ホームページでご覧になれます。



### ◆細田グリーンバンク(細田4-14)

区が一時的に樹木を引き取り仮植しています。仮植している樹木は、日中いつでもご覧になれます。

### ◆グリーンバンク登録制

「ほしい木(引き取り樹木)」「あげたい木(提供樹木)」を申請により区ホームページに登録し、区民の方同士が直接樹木の引き渡しを行います。

### グリーンバンク制度利用条件

	提供する樹木	引き取る方
細田グリーンバンク	▷区内に植栽されている樹木 ▷家の建て替えなどで伐採せざるを得なくなった樹木(鉢植えを除く) ▷おおむね高さ2m50cm以下	▷区内に植栽・設置すること ▷営利または譲渡目的でないこと
グリーンバンク登録制	▷区内に植栽・設置されている樹木 ▷鉢植えや大きい樹木も登録可能	▷引き取りにかかる費用は自己負担

樹木の状態など、利用には要件があります。詳しくはお問い合わせください。

# オールかつしかで地球温暖化対策に取り組もう



はじめよう!

## 地球にやさしい環境経営

地球温暖化をはじめとする環境問題は、日々多くのエネルギーや資源を消費し、多量の廃棄物を排出する、私たちの活動により発生しています。

環境経営とは、事業者が環境問題に効果的・効率的に取り組む、環境への負荷を低減し、積極的に環境への取り組みを行うことです。地球温暖化防止に貢献でき、経費削減や生産性の向上にもつながります。

### 環境経営の取り組み例



再生可能エネルギー(太陽光発電など)の導入



省エネ行動(昼休みの消灯・クールビズなど)



省エネ行動(昼休みの消灯・クールビズなど)



社員への環境教育の実施



生産工程における不要な動力、熱の使用、照明の見直し

認証取得費を補助します

### 中小事業者の方は エコアクション21

エコアクション21認証は、環境省が策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境に配慮した経営を進める中小事業者のための認証・登録制度です。

取り組むメリット

- ▷環境活動レポートを作成し、公表することで、取引先や消費者への信頼性が向上します
- ▷認証取得費用は、ISO14001の10分の1程度で、比較的安価です

### 運送事業者の方は グリーン経営

グリーン経営認証は、「グリーン経営推進マニュアル」に基づき、環境に配慮した経営を進める運送事業者のための認証・登録制度です。

取り組むメリット

- ▷燃費が改善され、燃料費の削減ができます
- ▷顧客や取引先へのアピールとなり、環境経営に積極的な先進企業としての社会的評価が高まります

申込方法や必要書類など詳しくは、区ホームページ(トップ→くらしのガイド→環境→環境)をご覧ください。 【担当課】 環境課 ☎5654-8228

## わが家の「エコハウス宣言」、わが社の「エコ事業所宣言」を募集します

「エコハウス宣言」「エコ事業所宣言」は、「エコハウス・エコ事業所の3つの基本要素」ごとに1つ以上行っている項目、独自の取り組み・ユニークなアイデアなどを記載する宣言書を提出していただきます。宣言した家庭・事業者には、宣言証と記念品を贈呈します。他の区民・事業者に参加する取り組みについては別途表彰し、区ホームページなどで紹介します。この機会に、皆さんが行っている地球温暖化対策を宣言してみませんか。

### エコハウス・エコ事業所の3つの基本要素

#### ①エコライフスタイルの構築

節電・節水・ごみ減量・リサイクルの取り組みなど

#### ②環境基本性能の確保

建物の遮熱塗装や断熱改修、給湯・空調・照明機器の高効率化など

#### ③再生可能エネルギーや自然の活用

太陽光発電システム・雨水利用設備・緑のカーテンの設置など  
詳しくは、パンフレットをご覧ください。

- 【対象】 区内の世帯・事業者
- 【申込期間】 8月25日(月)～12月26日(金)
- 【申込方法】 取り組み内容の写真などを添付し、宣言書を環境課(区役所4階410番)へ。電子申請可。
- 【パンフレット・宣言書配布場所】 環境課・区民事務所・テクノプラザかつしか(青戸7-2-1)
- 【申し込み・担当課】 環境課 ☎5654-8228